

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和5年3月24日(金) 開会 午後 2時30分 閉会 午後 3時45分
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文  4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治  7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美  13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義  16番委員 谷川 興一 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘  5番委員 谷野 勝 7番委員 宮崎 学 9番委員 増井 孝重  10番委員 安淵 和子 12番委員 森 政雄 13番委員 坂東 賢二  16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>17番委員 鎌田 良昭</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>4番委員 宮本 隆美 6番委員 桑野 欣伸 8番委員 中川 敏明  11番委員 松浦 義幸 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件 (全体議案)</p> <p>第1号議案 令和5年度の農地利用最適化活動の目標について (農地関係議案)</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 非農地証明願の審議について  第5号議案 非農地通知の審議について  第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項 (農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>6. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について</li> </ol>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ol style="list-style-type: none"><li>7. 農地であることの証明について</li><li>8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li></ol> |
|--|--|

(農地関係議案 午後2時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和5年3月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号17番鎌田良昭委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号1番井川洋二委員と、議席番号7番原田和彦委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。では、第1号議案、令和5年度の農地利用最適化活動の目標について、審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、令和5年度の農地利用最適化活動の目標案についてご説明いたします。

これは、国からの通知、農業委員会による最適化活動の推進等について、に基づき、令和5年度の目標を定めるものでございます。

各目標値の設定方法については、令和4年度の目標設定と変わりありませんので、具体的な目標数値を入れた、別紙様式1を説明させていただきます。

3ページからが目標の設定となります。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、認定農業者等の担い手にどれだけ農地が集積しているかという現状と課題です。管内の農地面積(A)は、3,040haで、これまでの集積面積(B)は900ha、担い手への集積率は29.6%となっています。課題は、担い手が少ないうえに、高齢化等による離農や経営縮小も多く、集積が追いついていない。市内全地区での情報共有の強化による担い手の確保としております。②目標については、表の1段目、目標年度が令和11年度、集積率が67%というのは、農業経営基盤強化法に基づく県の基本方針に合わせており、集積率を11年度までに67%にまであげるという計画で、これは前年度と同じです。農地面積3,040haの67%は、2,037haとなりまして、先程の集積面積900haを、11年度までに2,037haとするため、表の2段目、今年度新規集積面積の目標を163haとするものです。目標を達成すると、今年度末の集積率は35%になります。

続いて(2)遊休農地の解消について、現状は、令和4年度の遊休農地面積で、45haとなっています。課題は、農産物の価格低迷等による農業経営の圧迫や、高齢化等により今後も遊休農地の増加が見込まれるため、遊休農地の発生防止や解消の呼びかけなど、早期の対応が必要としております。②のアのa、緑区分、草刈り程度のものの遊休農地の解消目標については、令和3年度の利用状況調査の20haを5年間で解消することとなっており、解消目標は前年度と同じ4haとなります。次のb、黄区分、基盤整備を要するものについては、市・中間管理機構等と連携し、遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定することとなっておりますので、その旨を記載しております。またイについては、前年度に新規発生した遊休農地を全て解消することを目標とすることとされておりますので、令和4年度に新規発生した5haを記載しております。

4ページをお願いします。(3)新規参入の促進については、①で令和2年度から3年間の実績を記載しております。課題は、新規参入支援策や農地情報の発信に努める。また、希望に見合う農地を確保できるよう、地域の農地の現状を把握するとしております。また、②の目標は、令和2年度から令和4年度の利用権や3条許可による権利移動面積の3年間の平均の1割以上について、新規参入者への貸付け等を行うことに対する同意を得た農地をとりまとめて公表するということになっておりますので、目標は43haになります。

続いて、2番、最適化活動の活動目標ですが、(1)委員等の活動日数の目標については、前年度と同じ7日としております。(2)につきましては、活動強化月間として、地区相談を行う6月、農地利用意向調査の未回答者への聞き取りを行う10月、また、農業者等との意見交換会の開催の2月を強化月間に設定しております。(3)の新規参入相談会への参加目標については、6月開催の地区相談会が新規参入の相談も受け付けることから、これを位置づけることとしております。

第1号議案についての説明は以上です。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。  
それでは御発言がないようですので、採決いたします。本案件につきまして、原案を令和5年度の目標とすることに異議はありませんか。

全委員 　異議なし

議長 　それでは、第1号議案については、原案のとおり設定することに決定いたしました。引き続き、農地関係議案に移ります。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまゝ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後354aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人である法人は、農地所有適格法人としての要件を満たしております。譲受人の耕作面積は許可後168aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

3番と4番は、譲渡人から譲受人へ、農地の相互交換で、それぞれ農地1筆の所有権を移転するものです。3番の譲受人の耕作面積は許可後249aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。4番の譲受人の耕作面積は許可後74aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番と6番は譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、それぞれ農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後併せて69aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培

培を行うとのこととです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後68aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのこととです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の持分移転を行うものです。現在は、譲渡人が持分1/5、譲受人が持分4/5で対象地を所有しており、今回の申請で、持分1/5を贈与するため、譲受人単独の所有になるものです。譲受人の耕作面積は許可後74aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのこととです。

第1号議案は以上8件で、対象地は、田5,493㎡、畑849㎡、合計6,342㎡です。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番と2番案件は、借人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するものではありません。

賃貸借権設定を設定し、食料品販売業のほか外構・造園工事業を営んでいる借人が、1番は野菜小売の店舗に、2番は露天資材置場に転用するものです。また、申請地は雑種地の状態となっており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。5条の転用許可申請には、農地法施行規則第57条の4第2項第3号に、土地改良区の意見書を添付することとされており、意見を求めた日から30日を経過してもなお意見を得られない場合は、その事由を記載した書面を添付しなければならないと定められています。本案件は、多家良土地改良区の管轄地ですが、「土地改良区の意見書」の添付はなく、「意見を得られない事由を記載した理由書」が転用者から提出されています。理由書には、意見書が得られなかった理由として、土地所有者と土地改良区の組合員が同一でなく、意見書の交付手続きは両者からの申請が必要であるが、両者の間において正常な話し合いや協力体制が整わないため交付されなかったというものです。この理由書の提出を受けて事務局において多家良土地改良区に内容確認した結果、理申書のとおり意見書を交付していないが、両者からの申請が出来ていないだけであって、本件転用自体には支障ないことを確認しております。したがって、本案件においては、土地改良区の意見書は添付されていないものの、申請者から土地改良区の意見書が得られない事由の説明がされており、その内容について土地改良区に確認ができていること、また、周辺農地に対する被害防除措

置についても責任をもって対処する旨の記載もあることから、農地法に規定されている許可要件を満たしているものと思われる。

3番から5番案件は、貸人が同一で借人も同一世帯であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。

6番から8番案件は、借人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、土木工業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が代表を務める土木会社に貸し付ける露天貸駐車場に転用するものです。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用賃貸借権を設定し、借人が、専用住宅に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われる。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である1番、2番、転用規模が大規模である6番から8番と12番、13番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全13件で、地目は、田が8,340.20㎡、畑は2,212㎡で、合計が10,552.20㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地38㎡、駐車場・資材置場は8,569.28㎡、その他施設用地1,944.92㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、1番と2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の安廣推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣推進委員 今月14日の午後2時半より、1番案件と2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、井川委員、瀬畑推進委員と私の委員4名と転用者側1名、事務局3名の8名です。申請対象の農地は、多家良町上宝にあり、甲種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、賃貸借権を設定し、1番は野菜小売りの店舗に、2番は露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、1番は盛土せず、転圧を行い、新設の擁壁を一部設置します。2番は、現状のままで、西側の一部を約10cm盛土して整地します。排水については、1番は、敷地内に合併浄化槽を設置し、雨水と雑排水と合わせて西側の水路へ放流します。2番は、雨水のみで地下浸透とし、地元の土地改良区からの1番の排水同意書の提出はあり、意見書については、1番、2番ともに土地改良区に交付申請手続きを行いました。もらえないため、理由書が提出されて

います。

先程、事務局からも説明があったとおり、1番と2番は既に雑種地の状態となっておりますが、転用の必要性も認められるため、結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして6番から8番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月15日の午後2時より、6番から8番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、大松町上野神にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、全体を碎石で10cmほど敷き、進入部分は、スロープを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び北側水路に放流することと、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして12番と13番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月16日の午後2時より、12番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、浦川推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、国府町矢野字椿ノ本にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、隣接農地から1m間隔をあけて、道路高まで30cmほど盛土します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び集水桝を設置して西側水路へ放流することと、地元土地改良区からの排水同意書及び意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。

続きまして、今月16日の午後2時15分より、13番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は、浦川推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、国府町矢野字椿ノ本にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、既設コンクリート壁を活用し、道路高まで30cmほど盛土します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び集水桝を

設置して東側水路へ放流するとのことで、地元土地改良区からの排水同意書及び意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番と3番から5番と9番から13番案件を許可し、2番と6番から8番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、1番と3番から5番と9番から13番案件を許可し、2番と6番から8番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願について、御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、徳島市川内支所から300m以内にある第3種農地に区分されず。対象地は、平成元年ごろに農地であることに気付かず、隣接する建造物の排水路として整備したもので、現在も排水路として使用しているとのことでした。

1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は1件で、対象地は田のみ6.85㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第4号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。



事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、3月14日に井川委員、岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局3名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。平成14年ごろまでは、ミカンを栽培していたが、高齢となり栽培や管理が出来なくなったため、山林化したとのことでした。

2番は、入田地区で、所有者から申請地について相談があり、昨年11月18日に、板東委員、森推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認し、今回の通知願の提出に至ったものです。申請地については、農地であることに気付かず、栽培や管理をしていなかったため、山林化したとのことでした。

1番・2番の申請地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第5号議案は、以上2件で、対象地は田773㎡、畑8,196㎡、合計8,969㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第5号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明します。7ページを御覧ください。今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は7筆、5,069㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

2番の対象地は12筆、33,168㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第6号議案は以上2件で、対象地は田37,796㎡、畑441㎡、合計38,237㎡、となっています。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について説明します。議案書8ページと9ページを御覧ください。

1番は、一部を倉庫として利用していますが、当初より除外しており、対象地には問題がなく、耕作を継続しております。

2番は、一部を農業用倉庫として利用しておりますが、4条例外届出済で対象地に問題はなく、耕作を継続しております。

3番から5番は、全ての農地で、耕作を継続しております。第7号議案は以上5件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田8,803.25㎡、畑6,651㎡、合計15,454.25㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大貝美治委員、板東美佐緒委員、細川勝義委員、谷川興一委員、政岡茂委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。それでは、議案書10ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われれます。

今月は新規設定が17件、再設定が47件で合計64件となっており、そのうち、賃貸借権が39件、使用貸借権が25件となっております。

なお、4番、35番、36番案件について、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から7番が、多家良地区9筆・7件、8番から17番が、勝占地区21筆・10件、18番が、八万地区10筆・1件、19番から20番が、加茂名地区5筆・2件、21番から22番が、上八万地区5筆・2件、23番から27番が、入田地区10筆・5件、28番が、不動地区3筆・1件、29番から31番が、応神地区4筆・3件、32番から45番が、川内地区25筆・14件、46番から55番が、国府地区31筆・10件、56番から

59番が、南井上地区9筆・4件、60番から64番が、北井上地区8筆・5件となっております。

利用権設定については以上で、田 89 筆・101,618.48 m<sup>2</sup>、畑 28 筆・50,784.86 m<sup>2</sup>の合計 140 筆・152,403.34 m<sup>2</sup>となります。

第 8 号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、4番の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 3月14日の午後2時から 4 番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は岸本委員、安廣推進委員、瀬畑推進委員と私の委員4名、借受人1名、事務局3名の8名です。

借受人は、障がい者就労支援施設を運営しており、障がい者の就労の場として提供を考えているとのこと。昨年の夏から、この度の申請地で、菌床椎茸の栽培をしており、ある程度見込みが立ったとのこと。今回の申請に至ったものです。申請地は市内中心部からは離れておりますが、豊かな自然環境のもとで、精神的にも落ち着いて作業ができると好評のようです。収穫した椎茸は、すきとく市や阪急オアシスなどに出荷しているそうですが、今後は市場への出荷を検討しているとのこと。今回は、後継者がいなくて引退した方の施設を借りての就農であります。この他にも、貸したい、売りたい農地リストに載っている農地で、話を進めているとのこと。今後も規模を拡大していきたいとのことでした。今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして35番と36番案件新規就農面談に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 2月16日の午後3時から、35番・36番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は植田委員、細川委員、笹田推進委員と私の委員4名、借受人側2名、事務局2名の8名です。

本案件は、令和3年6月総会で、農地利用集積計画を承認し、利用権が設定されていたものです。この度、新規就農面談を実施した理由として、借受人が、個人から法人に変更し再申請があったため、法人として今回の面談に至ったものです。また、当初の計画では、ハウスを建て、キクラゲの栽培をするとのことでしたが、計画とおりに進んでいない状態であることから、現在の進捗状況や今後の事業実施の見込みも合わせて聞き取りをしました。事業が進まない主要因である資金については、法人化したことで見込みができたとのこと。収穫物の出荷先については、菌の販売元が買い取ってくれることになっているとのことですが、ほかにも、道の駅やJA等の産直市への出荷も考えているとのことでした。また、成長しすぎたものなど、規格外の物については加工品にして販売する予定とのことでした。結論として、融資が確定し軌道に乗れば、需要も見込めることから、川内地区の委員は一致して、問題なしとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書19ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得2件受理しました。

20ページを御覧ください。2番は、農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分についてです。1件許可しました。本件は、徳島地方裁判所で行われた競売で、買受申出人となったため、農地法第3条許可申請があったもので、令和5年1月総会であらかじめ議決をいただいておりますとおり、徳島市農業委員会会長専決規程第2条第3号により、会長が許可を決定しました。

21ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。5件受理しました。

22ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。23ページに渡り6件受理しました。

24ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項合意解約の処理についてです。3件受理しました。

25ページを御覧ください。6番は、農地の転用制限の例外農地法第4条による届出についてです。2件受理しました。

26ページを御覧ください。7番は、農地であることの証明についてです。27ページに渡り5件証明しました。

28ページを御覧ください。8番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。5件回答しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。

御発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年3月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。